

「(仮称) 奈良県子どもまんなか未来戦略(案)」の概要

I 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

子どもをまんなかにおき、社会全体で子育てを支援するあたたかい県民性をはぐくむことを目指し、子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を取り入れながら、本県の子ども政策を総合的に推進するため策定する。

2. 計画の性格・位置づけ

- (1) 子ども基本法 に基づく「都道府県子ども計画」
- (2) 次世代育成支援対策推進法 に基づく「都道府県行動計画」
- (3) 子ども・子育て支援法 に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- (4) 子ども・若者育成支援推進法 に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- (5) 子どもの貧困対策の推進に関する法律 に基づく「都道府県計画」
- (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法 に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」
- (7) 奈良っ子はぐくみ条例 に基づく「実施計画」

3. 計画の期間(予定)

令和6年6月以降予定～令和12年3月31日(5年間程度)

II 奈良県の子ども・子育てに関する現状

令和5年度に実施している「奈良県結婚・子育て実態調査」等に基づき記載(別紙1参照)

III 奈良県の子ども・子育てに関する課題

「子ども、県民が直面する課題や困りごと」から施策を考えることとし、様々な困りごとを、子ども(C)、親(P)、子ども・親をとりまく様々な環境(S)の3つの観点で分類し、克服すべき課題を下記の(1)～(9)に整理

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| (1) 子どもの視点に関すること | (6) 困難な状況にある子ども、子育て世帯に関すること |
| (2) 社会全体の意識に関すること | (7) 教育・保育等の体制整備に関すること |
| (3) 所得に関すること | (8) 保健・医療の提供体制に関すること |
| (4) 職場環境に関すること | (9) まちづくりに関すること |
| (5) ライフステージに応じた支援に関すること | |

IV 基本理念

すべての子ども・若者が、将来に夢と希望を抱きながら、個性や多様性が尊重され、ひとしく健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる、あたたかい奈良県を目指す。

V 基本的な方向性

- (1) 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を十分に尊重し、尊厳を重んじ、その有する権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- (2) 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話を重ねながら、ともに進めていく。
- (3) すべての子ども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、ジェンダーギャップの解消を図る。
- (4) 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- (5) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべての子ども・若者が幸せな状態でひとしく健やかに成長できるようにする。
- (6) 多様な価値観・考え方を大前提として、若い世代の視点に立って、就労、結婚、子育てを含め自らが望む人生を実現できるよう取り組むとともに、若い世代の生活基盤の安定を図る。
- (7) 国や市町村、民間団体等と有機的に連携・協力しながら、子どもや若者、子育て当事者を支える。

VI 取組方針

- (1) 子ども・若者の視点に立った施策の立案と推進
- (2) ジェンダーギャップの解消を始めとした社会全体の意識・構造の改革
- (3) 若い世代、ひとり親世帯の所得の向上
- (4) 男女ともに仕事と家庭・子育てを両立できる職場環境の整備
- (5) 個人の希望に応じた選択ができるよう、結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目の無い支援の充実
- (6) 困難な状況に置かれている子ども、子育て世帯に対する相談体制、支援等の充実
- (7) 子どものすこやかな成長と子育て世帯を支える教育、保育等の体制整備
- (8) 妊娠、出産、子ども、子育てを支える保健医療提供体制の充実
- (9) 子ども、子育てにやさしいインクルーシブなまちづくり

VII 取組方針に基づく主な施策 (別紙2参照)

VIII 施策の推進体制等

- | | | |
|-------------------|---------------|------------------------------------|
| (1) 県における推進体制 | 推進体制
評価・点検 | 奈良県子ども・子育て推進本部
奈良県子ども・子育て支援推進会議 |
| (2) 市町村子ども計画の策定促進 | | |
| (3) 市町村・民間団体等との連携 | | |

※就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需給計画については、令和6年度に検討(計画期間:令和7年度～令和11年度)

II 奈良県の子ども・子育てに関する現状

主な出典 奈良県結婚・子育て実態調査(令和6年3月)

調査対象：R5.9.1現在で結婚している50歳未満の男女(夫、妻と表記)
 R5.9.1現在で18歳以上50歳未満の独身の男女(男性、女性と表記)
 調査期間：令和5年9月15日～令和6年1月26日
 調査件数：夫婦1,108件 独身者912件(有効回答件数) 【 】：平成30年調査結果

①子ども政策に関する意識調査(調査指標無し)

子ども・若者の意見を十分に取り入れる仕組みが無い。

➡ 課題：◆子ども・若者視点の施策

②女性の就労状況

・結婚後は、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ(固定的性別役割分担意識)

そう思う、どちらかといえばそう思う
 男性：15.2% ↓ [26.9%] 女性：11.2% ↓ [30.5%]

・夫婦の就労状況

正規雇用	夫：78.7%	↑ [78.2%]	妻：34.2%	↑ [23.6%]
非正規雇用	夫：10.3%	↑ [8.7%]	妻：33.5%	↓ [36.2%]
無職	夫： 0.9%	↑ [0.5%]	妻：19.0%	↓ [30.2%]

・夫婦の年間収入

600万円以上	夫：36.3%	↑ [31.5%]	妻： 6.7%	↑ [4.7%]
400～600万円未満	夫：34.3%	↓ [35.5%]	妻：15.6%	↑ [12.4%]
300～400万円未満	夫：15.2%	↓ [18.0%]	妻：14.9%	↑ [12.5%]
300万円未満	夫： 7.8%	↓ [11.5%]	妻：56.5%	↓ [64.0%]

固定的性別役割分担意識は減少し、子育て世帯の妻の就労状況は改善しているが、妻の就労状況のうち、非正規雇用の占める割合が約半数を占める。そのため、妻は、年間収入が300万円未満の者の割合が半数以上を占める。

➡ 課題：◆社会全体の意識向上 ◆女性の所得向上

③男性の就労状況

・男性の育児休業取得率

全 国：17.1% (R4 雇用均等基本調査)
 奈良県：24.6% (R4 県調べ)

・父親の育児休暇・休業について

取った方が良い	：夫65.1%、妻56.2%	↑ [夫54.7%、妻45.8%]
取らない方が良い	：夫 7.0%、妻 6.5%	↓ [夫13.8%、妻10.9%]
どちらとも言えない	：夫27.6%、妻36.7%	↓ [夫31.0%、妻42.5%]

奈良県の男性の育児休業の取得率は全国平均を上回るものの、取得した方が良いと考える割合に対して、取得率は低く、大きな乖離がある。

➡ 課題：◆職場の環境改善

④ひとり親家庭の状況

・ひとり親世帯について

世帯数：7,857世帯、総世帯数に占める割合1.44%(R2 国勢調査)
 収入：200万円未満46.6%、200万円～300万円未満26.9%(R元 県調べ)

・養育費の確保状況(R元県調べ)

取決め状況：文書33.7%、口頭10.4%、無し52.8%
 支払い状況：全額51.2%、半分以上7.7%、半分未満4.9%、無し26.3%

ひとり親世帯は収入が低く、経済的格差が生じている。

➡ 課題：◆困難な状況にある子ども、子育て世帯の支援

⑤結婚・子育ての場所としての現状

・奈良県は子どもを生ま育てやすいところだと思うか

思わない：夫 30.9% ↓ [31.0%] 妻 36.9% ↑ [34.8%]
 男性39.5% ↑ [27.2%] 女性28.9% ↑ [24.8%]

・奈良県は子どもを生ま育てにくいと思う理由(複数回答)

子育て支援サービスが充実していないから

夫	：64.3%	1位 [—]	妻	：64.5%	1位 [—]
男性	：33.5%	3位 [—]	女性	：45.5%	2位 [—]

通勤・通学に不便だから

夫	：54.8%	2位 [49.2% 2位]	妻	：49.3%	2位 [42.0% 4位]
男性	：55.3%	1位 [61.0% 1位]	女性	：49.0%	1位 [53.0% 1位]

教育環境が充実していないから

夫	：52.4%	3位 [38.1% 4位]	妻	：37.8%	3位 [52.0% 2位]
男性	：23.0%	4位 [28.0% 4位]	女性	：26.9%	4位 [36.5% 2位]

福祉サービスが充実していないから

夫	：33.3%	4位 [47.6% 3位]	妻	：30.7%	4位 [52.6% 1位]
男性	：17.4%	6位 [45.1% 2位]	女性	：26.2%	5位 [29.6% 4位]

買物など日常生活環境が整っていないから

夫	：28.6%	5位 [19.0% 5位]	妻	：26.7%	6位 [23.8% 5位]
男性	：34.8%	2位 [35.4% 3位]	女性	：32.4%	3位 [36.5% 2位]

医療が充実していないから

夫	：26.2%	6位 [55.6% 1位]	妻	：30.7%	4位 [48.0% 3位]
男性	：17.4%	6位 [23.2% 5位]	女性	：24.1%	6位 [28.7% 5位]

(参考：妻回答) 奈良県は子どもを生ま育てやすいと思う理由(複数回答)

緑が多いなど自然環境が良いから：70.9% [68.4%]
 買物など日常生活環境が整っているから：58.8% [59.6%]
 通勤・通学に便利だから：39.3% [34.2%]

結婚している夫婦の約3割、独身男性の約4割、独身女性の約3割が、奈良県は子どもを生ま育てにくいと感じている。その理由として、子育て世帯は「子育て支援サービスが充実していない」が最も高く、独身者は「通勤・通学に不便だから」が最も高い。一方、緑が多いなどの自然環境が良いことが強みとなっている。

➡ 課題：◆ライフステージに応じた切れ目の無い支援

- ◆教育・保育等の体制整備
- ◆保健・医療の提供体制の充実
- ◆子ども、子育てに適したまちづくり

Ⅶ 取組方針に基づく主な施策

(1) 子ども・若者の視点に立った施策の立案と推進

子ども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながる。また、おとなは、子ども・若者の最善の利益を実現する観点から子ども・若者の意見を年齢や発達程度に応じて尊重する。これらは、子ども基本法の理念の一部として規定されている。

このような子ども基本法の理念に基づき、子ども・若者の意見を聴取し、施策に反映する取組等について記載。

(2) ジェンダーギャップの解消を始めとした社会全体の意識・構造の改革

子ども・若者が、多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、固定的な性別役割分担意識や特定の価値観、プレッシャーを押しつけられることなく、主体的に自分らしく、幸福に暮らすことができるように支える。

奈良県は固定的性別役割分担意識が全国的に見ても根強く、女性の家事・育児に要する時間が全国で最長となっており、母親に子育ての負担が大きくなっていることを変える必要がある。また、社会全体で子どもや子育てを見守り、支える意識を高め、社会全体の構造を変える取組等について記載。

(3) 若い世代、ひとり親世帯の所得の向上

若い世代が将来にわたる生活の基盤を確保することで、将来に希望を持って生きることができると社会をつくることは、少子化克服の鍵である。

近年、若い世代が結婚や子どもを産み、育てることへの希望を持ちながらも、経済的な不安等から将来展望を描けない傾向にあることから、雇用と所得環境の安定を図る取組、ひとり親世帯への自立支援等について記載。

(4) 男女ともに仕事と家庭・子育てを両立できる職場環境の整備

固定的性別役割分担意識等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、男女ともに仕事と家庭・子育てを両立できる環境づくりを促進する。

本県は女性の就業率が全国で最も低く、柔軟な働き方ができる職場づくりが必要。共働き、共育て、共家事を推進し、結婚や子育てに対する負担感の軽減につながる取組等について記載。

(5) 個人の希望に応じた選択ができるよう、結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目の無い支援の充実

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、多様な価値観、考え方を尊重することを大前提とし、若い世代が自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていく。

このように、子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて、様々な課題に対処する取組について記載。

(6) 困難な状況に置かれている子ども、子育て世帯に対する相談体制、支援等の充実

貧困、虐待、いじめ等、困難な状況に置かれている子どもや若者、子育て世帯を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じたきめ細かい支援を行うことが重要である。

このことから、子ども、親の誰もが、困りごとを相談でき、支援につなげられる取組について記載。

(7) こどものすこやかな成長と子育て世帯を支える教育、保育等の体制整備

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。このことから、障害のある子どもや医療的ケア児など特別な配慮を必要とする子どもを含め、一人一人の子どもが学びや遊びを通じてすこやかに成長し、また、子育て世帯の負担感を減少できるよう、教育、保育等の体制整備を図る取組について記載。

(8) 妊娠や出産、子ども、子育てを支える保健医療提供体制の充実

子どもがいつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制や、地域の周産期医療体制を確保し、妊娠や出産、子ども、子育てを支えることができる保健医療提供体制の充実に向けた取組について記載。

(9) 子ども、子育てにやさしいインクルーシブなまちづくり

子どもや子育て当事者の目線に立ち、障害のある子ども・若者や、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進できるよう、障害の有無等に関わらず、誰もがのびのびと遊ぶことができる空間を創出する。

また、交通アクセスや授乳などの場所を気にすること無く、子育て世帯が外出し、楽しむことができるようなまちづくりについて記載。